時事新報

僧侶の任務

近來僧侶が被選擧權を得んとして政府に要むる所あるの景色を示したるより世の論者は政教混同の不利を説き嘖々相傳へて今は一の問題となれるが如し我輩は多年僧侶の身の上に關心し時に宗教の本色を説て僧侶たる者は俗界の政治に奔々するよりも寧ろ別に經世の大切なる役目を負ふものなりとて或は其身の品格より或は教法の弘傳より屢々忠言を試みたりしが遂に其甲斐もなくして我輩の注文は殆んど一も行はれず今日に至りては所謂世外の清僧が時世に連れて被選擧權を云々するの頂上にまで達したるこそ淺ましき末世の有樣と云ふべし元來宗教家が人心を和らぐるの旨意に從ひ哲理的の進歩を計るに注目するときは此一事にても力猶は足らざるを覺ゆるは今の日本社會の實況に照して明白なる次第なれば我國に最も廣き佛教の僧侶こそ正に身を以て之に專任すべき所なれども本來の教義を外にしても佛者には自から天下の利益を爲す可き職務こそあれば今その次第を示して以て彼等の政熱の幾分を減却するの料に供せんとす佛教家にして若しも思當る所あらば幸甚のみ

抑も宗教の性質たるや何宗を問はず守舊の傾なるを免れざるものにして事々物々多くは先例古格を重んじ靈妙深奧を貴ぶの常なれば成るべく新知識の入來を拒み安穩に信仰を繫がんと欲するものにして文明を以て誇稱する西洋の耶蘇教とても亦同一轍の外に出でず往昔理學者ガリレオ氏を殺したるが如き即ち其一例として見るべし其他何事に限らず自ら進んで文明の進歩を助翼したることなきは世人の皆ともに認むる所ならん既に其性質は右の如く守舊のものなるが故に之を開進するは頗ぶる難事にして例へば教育上に於ては數百年間我國人は漢學の薫陶を受け來りたりと雖も一朝泰西と交際を開きて其學問の遙に漢學に優る所あるを認むれば四書五經は直ちに高閣に遠ざけられ壁宇の書これに代りて人の怪む者もなく又政治の事に就て見れば封建の政深く人心に浸染して臣民たる者は堅く服從の約束を守り上と下とを區別して君々たらざるも臣々たらざる可らずとなし大人英雄を崇拜して他念なかりしものが一たび大政統一の必要を悟り再たび立憲代議の美を窺ひしより舊慣を一掃して僅々數年の其間に振古未曾有の成文憲法を發布し續て明年は國會を開かんとするにも其取運びは頗ぶる無造作なり又軍事上の變遷を見渡せば昔しは弓矢刀鎗を以て無上の武具となせしが既にして銃砲の利、當る可らざるを見て忽ち之に變じ猶ほ日に月に此上の利器を工風して發明又發明隨て出づれば隨て移り、舊きを捨つると敝履を脱するが如く世の進歩に伴ふて後るゝことなしと雖も獨り宗教に至ては決して然ることを得ず今より阿彌陀經を廢して西洋の道德論を誦する譯にも參らず木魚を抛棄して風琴太鼓に換ることもあらば何を以て信心を繫ぐことを得んや然れども西洋の耶蘇教徒は流石に機敏の資に富みて學問の進歩に駐む可らざるを察し常に之に隨伴するの工風に怠らずして例へば上帝は七日にして森羅萬象を創造したりと云ふを不都合なりと認むれば混沌の頃は七日も七日ならずして實は七世紀を意味するものなるべし杯種々に手を盡して辨護するが故に未だ甚だしく世運に背馳するに至らざれども日本の佛法は此趣向に出づること能はざる間に開國以來別して人智の進歩著るしく學問技藝も偉大の發達をなせしかば佛教は之に伴ふを得ずして恰も置去りにせられたるの姿となり昔しは檀那寺の和尚ほど世に博識なる者はなかりしが今は迂遠頑潤の仲間に編入せられて人の之に待遇するや殆んど尋常普通の觀をも爲さゞるが如し今日の有樣を以て見れば僧侶の身に取り一條の血路は唯葬祭の儀式にありと云ふも不可なからん歟、佛者の天地狭しと云ふ可し

抑も佛教の日本に入り爾來天下に弘傳して法雨の潤はさゞる隈なきに至りたる其所以を尋ぬれば教道の眞理に適ふて無上圓滿なるが故のみにあらず唯その僧侶が常に社會の先達となり人事に適切なる指導をなして衆生現在の生活に便利を與へたるに由ることにして前代の高僧傳を一讀したらば歷々その實證を發見するに足る可し日本の事々物々過半僧侶の示教に出でざるはなし佛法の縁起此の如きにも拘はらず今や則ち之に反して世間に迂闊なるのみか偶々口を放てばその固有なる平事的の計畫を忘却して政治的の事項に向ひ世の風潮に驅遣せられて被選擧權を云々するとは彼の高僧に對しても恥かしかるべき次第にして若しも今日の儘に悟る所なくんば益々天下に卻けられて遂に佛教の滅亡を招くことなるべし僧侶諸子思ふて茲に到らざるか我輩の解せざる所あり

(未完)

官報

○農商務省訓令第三十四號

廳府縣 東京府沖繩縣ヲ除ク

自今鳥獸猟免狀(職猟、遊猟)ニハ農務局ノ割印ヲ押捺セス

明治廿二年六月十九日　　農商務大臣伯爵井上馨

○朝鮮國輸入米免稅　朝鮮國ニ於テハ本月二十七日マテ輸入米ノ無稅通關ヲ許スヘキ旨同國政府ヨリ通牒アリタル趣去ル十七日在釜山本邦領事館ヨリノ電報同日午後八時三十分到達セリ(外務省)

雜報

○電話機を官設とする理由　電話機を官設にすると民設にすると孰れか至當なるやは暫く措て問はず今之を官設と爲す理由なりと云ふを聞くに從前電話機は一市内の近距離に使用するに止りたれども近年來の新工風にて著き進歩を顯はしもはや通信に距離の遠近を問はざるに至り殊に白耳義國にては電信線を以て電話を通ずるの發明さへありし次第なれば行々は電話機も電信同樣一般に使用さるゝならんとは已に一般人の思想にも上りたる位にて現に英國政府にては近頃人民より之を買上げて全く官設と爲すに至りたり我邦にても今度電話機を架設するは獨り東京大坂等の市内に限らず各地繁華の都會には漸次之を架設して更に各都會を連接し甲地の同盟者は乙地の同盟者とも互に談話を通ぜしめ電話機の利用を手廣くする目的なるゆゑ之を民設に任せんには或は不都合なる場合なしとせず例之へは甲地には充分營業上に利益の見込あれば之を架設するならんが乙地に於て之を必用ありとするも實際不利を見るに於ては還に其架設を望む可らず若し之を官設にせんか斯る場合には利損を共通することを得るが故に一般平均に便利の器械を利用せしむることを得るなり然るに又遞信省は全國中處々に電線を延長せんとの計畫あれども費用の爲め制せられて其目的を達する能はざるの場合に於て之を電話線に換るに至らば架設の費用も少く且つ技手も要せずして簡便なるより追々斯る場所には廣く電話機を架設せんとの見込みありと云ふ

○大坂北濱倶樂部　同部員の重も立ちたるもの即ち嚢には大坂獨立黨と稱し今は大坂大同新派と稱する人々は此程の本紙に掲載せる如く末廣重恭氏を主筆として來月一日より其機關新聞を發行するの準備に忙はしく目下家屋の詮索等に奔走最中なるよし右の次第にや各倶樂部等に於ては市會議員の撰擧に關して盡力する所あれども同部は同遊會派同樣今度は何等の運動も爲さずと云ふ

○軍馬購買委員　乘馬學校教官陸軍騎兵中尉西端學氏は軍馬購買委員として來る廿四日青森縣下三本木に向け出張し夫より福嶋秋田岩手等を經て盛岡に至る筈なりと云ふ

○小楠公の碑　楠正行が芳野の行在所を辭して賊軍と戰ひ自刄したるは正平二年の昔しにて河州讃良郡四條畷なる飯盛山の麓甲可村字薪屋に其遺骸を埋めたるも當時足利氏を憚りて僅に小石碑を建て墓標に楠樹を植たる儘寒烟蔓草の中に最と哀れを止め居りしを去る明治九年其忠孝を追褒して贈位の御沙汰あり當時有志者相謀りて一の碑石を建て大久保贈右大臣之に題して贈從三位楠正行朝臣之墓てふ十一字を大書し翌十年墓上河内國道明寺へ御幸遊ばされし砌特に勅使を遣はされて其墳墓を祀り金幣を賜はりし以來大に世人の知る所と爲りて參拜する者蹤を斷ざるに至りしかば今度有志者は同地に神社を創立し公及び宗族部將の騈死せし者を合祭せんとて總代人を上京せしめ四條畷の神號并に別格官幣社格の宣下あらんことを内務省へ請願に及びたりといふ

○草鞋旅(第七)　八日午前六時半出立八時十分小田川驛に到る白河を距ること一里二十二丁、戸數百二十戸餘住民は大概養蠶に從事せり目下二眠三眠の間なりと學校は一箇所にて追々田植等農事多忙の季節となりたれば本日より三十日間休業其代り暑中の休業を廢すと云ふ年中寒暑風雪の嫌ひなく農を以て生活する田舍の村童杯は固より寒暑とて別に厭苦する程のことならざれば休暇を取越して農事の多忙期を助るは所謂坐を見て法を說く當局者臨機の活法と云ふべし白河より此驛に至る途中に根田の清水とて奧州街道古來名代の湧泉あり傍の茶店に老婆心太を鬻ぎて活計を營めり暫時休憩流汗を拭ふて十一時矢吹驛に到る小田川を距る二里九町、戸數三百餘、產物は製茶桑葉の類養蠶は未だ進まず桑葉を他へ賣るの有樣なり來る十二日村會議員の撰擧會を同所戸長役場に開く由學事は可なり隆盛の方にて生徒は割合に多しと十二時三十分笠石驛に到る矢吹を距ること一里六町人家甚だ少なく茶店さへなき處なり午後二時須賀川に到る笠石を距る一里十八丁なり岩瀨郡役所、警察署、郡立病院、產馬會社、汽車停車場等あり戸數白河に及ばざるも町内は却て景氣よき樣に見受けたり五時五十分郡山に着泊せり此地は舊柳澤の城下にして戸數千五百餘あり鐵道開通後追々繁昌の有樣にて昨年に比すれば五十餘戸を增加せりと安積郡役所、白河治安裁判所の出張所、警察署、電信局、汽車停車場あり產物の重なるものは生絲にして製絲所二箇所あり一を正製組と云ひ一を眞正社と云ふ兩社昨年の製絲高は正製組二千七百貫目眞正社二千五百二十貫目なり而して其收入金額は正製組にて九萬七百十九圓眞正社にて

八萬六千八百…
校あり生徒合…
會議員の撰擧の…
治の初年より…
舊藩士が着手…
原野の開墾は…
數萬町步の田…
と稱すべし

○幽靈の有無…
なんどの談も…
へて今に存する…
りて左る怪談の…
射られて幽鬼…
ン氏の書中に…
り寺の墓場はす…
面内には必ず…
逢はざるもの…
も昔は左る談の…
ーストン府の心…
やを究めんとて…
上には明かに幽…
初めは眞の幽靈…
中を探索したれ…
幽靈を見たりと…
人々に就きて問…
も夢想妄想に歸…
ることを發見し…
靈存在の一義を…
を募りしに之れ…
會は茲にいよい…
に及びたりと云…
連れ右の如くわ…
彼は理に合へり…
と此くの如きは…
問の想像力を無…
り電氣の俗光を…
が如きは果して…

倶樂部談
新聞倶…
倫敦中央東部…
り身、新聞記者…
る能はざれども…
に思ふ可し新聞…
實に異常の者な…
づゝ新聞記者の…
社より凡そ一二…
人若くは二十八…
者多しと雖ども…
むることを固より…
實山あるが故…
國より常置通信員…
せしむる事にして…
數の倶樂部を爲…
設の其後は各地…
東京に常置せ…
新聞記者は退て…
部設置の必要を…

(英量)封度九分 凡我百二十目…
フート 凡我一尺〇五…
(英尺)呎 凡八毛…
凡我十三貫五百…
四十七匁五分…
凡我三尺〇一分
七厘
哩 凡我十四町四十五間一尺
凡我二百七十貫九百五十目

○京濱鐵道　新橋發車時刻　●印ハ國府津下ノ連絡　新橋發午前●六時五十分(急行)六時四十分●七時五十五分、九時二十五分(急行)九時●十時、十時五十分○午後十二時二十分●一時三十分●二時三十分、四時●四時五十五分(急行)●六時、七時三十五分、八時四十五分、十時、十一時十五分○横濱發(上リ)午前六時…

○新橋靜岡濱松名古屋長濱間發車時刻　新橋發午前六時、十時午後一時三十分○靜岡發(下リ)午前七時三十五分、十一時四十五分、午後四時(上リ)午前六時二十分、十時四十五分、午後二時五分○濱松發(下リ)午前九…
津發(上リ)午前七時五分、八時四十五分、十時二十八分、午後二時五十五分、四時十五分、六時十五分、八時三十五分

○仙臺鐵道　上野仙…
十分、九時十五分…
午前六時、十一時…
時四十五分發…
十五分、午後二…